

令和5年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

令和6年2月19日（月）

Web会議システム（Zoom）によるオンライン開催

午前10時30分開会

○八木委員 時間になりましたので、「東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、「東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」に御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料について確認をさせていただきます。資料はメールでお送りしておりますので、データを御確認いただければと思います。

資料は、次第、委員名簿。

資料1 「多重債務者生活再生事業の実施状況について」。

資料2-1 「生活困窮者自立支援法の概要」。

資料2-2 「多重債務者生活再生事業による区市等への支援について」。

資料3-1 「若年層からの多重債務相談について」。

資料3-2 「東京都消費生活基本計画における消費者教育に関する取組」。

資料3-3 「東京都の消費生活行政における金融経済教育」。

資料4-1 「東京都における自殺の現状」。

資料4-2 「東京都における自殺対策の取組」。

資料5 「令和5年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」。

そのほか、参考資料がございます。

資料につきましては、会議の進行に合わせまして画面共有をさせていただきます。

また、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、カメラは常時オン、マイクは発言時以外はミュートの状態で、御発言の際にはお名前を名乗っていただきまして御発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから「令和5年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

まず初めに、当部会の部会長であります東京都福祉局生活福祉部長の中川より御挨拶を申し上げます。

○中川部会長 東京都福祉局生活福祉部長、中川と申します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から東京都の福祉施策に御理解、御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

この生活再建部会につきましては、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重債務な

どの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかを協議いただく場として、平成19年度から協議会の下に設置しているものでございます。

本日最初の議題であります多重債務者生活再生事業につきましては、相談と貸付けをセットにいたしまして、多重債務者の生活の再生を支援することを目的に平成19年度から開始した事業でございます。

この相談窓口における相談件数は、平成25年度以降、年間900件前後で推移してまいりましたが、最近では物価高騰なども都民の生活に大きな影響を与えておりまして、令和4年度の相談件数は1,131件と、過去最多となっております。また、最近では20代の若い方の相談が増加傾向にあるなど、相談状況の変化が見られます。

窓口での御相談の内容は、生活費の不足や月々の返済額の軽減などの経済的な問題が中心となっておりますが、これに加えて、依存症などの精神的な問題を抱えていらっしゃる方も多く見受けられます。

このような状況から、債務の法的整理等に加えて、心の問題などの様々な問題が複合的に絡んだ相談に効果的に支援を行うことが求められておりまして、関係機関の連携をより一層強化していくことが必要であると考えております。

また、各区市において実施されております自立相談支援事業や家計改善支援事業は、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる事業でございます。都も、区市との連携やノウハウの共有などにより、区市の取組が一層充実するよう支援してまいりたいと考えております。

本日は、多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な場でもありますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○八木委員 中川部会長、ありがとうございました。

続きまして、前回会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられた方を御紹介いたします。

一般社団法人東京労働者福祉協議会の内村委員でございます。

○内村委員 内村でございます。よろしくお願いいたします。

○八木委員 よろしく申し上げます。

続きまして、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の垂水委員でございます。

○垂水委員 垂水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の米澤委員でございます。米澤委員ですが、会議への出席が少し遅れているようでございます。

また、東京都の人事異動により都側の委員にも変更がございますが、紹介はお配りしております委員名簿に代えさせていただきます。

続きまして、本日の出席状況でございます。

足立区の山岸委員、東京都側の西川委員、吉川委員、瀬川委員から御欠席の連絡をいただいております。

また、オブザーバーの伊与課長、小澤課長につきましては、会議途中からの御出席と御連絡をいただいております。

それでは、これからの進行を中川部会長にお願いいたします。

○中川部会長 それでは、早速議事に入ります。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、「その他」、「意見交換」まで6件となっております。

最初は、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。

八木委員より説明をお願いいたします。

○八木委員 それでは、多重債務者生活再生事業の実施状況を御説明いたします。

最初に、画面に映っている参考資料を御覧ください。多重債務者生活再生事業の概要を説明させていただきます。資料の右下の「ご相談から返済までの流れ」を御確認ください。

本事業は、生活再生への意欲があるにもかかわらず多重債務で生活困難な状況にある方から、御本人が直接または区市等の関係機関からの紹介により、東京都生活再生相談窓口において相談をお受けするものでございます。

相談窓口におきましては、生活相談や家計診断を実施し、必要に応じて弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡しをするとともに、資金の貸付けを行うことにより多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。

続きまして、資料1を用いて実施状況を御説明いたします。

まず「1 事業実績」ですが、一番上の横長の表を御覧ください。生活サポート基金に寄せられる新規相談件数の推移を見ますと、制度発足以降、平成26年度までは増加傾向にあり、その後はほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和元年度は新型コロナウイルス

感染症の影響を受けて相談が増加し、それまでで最高の1,066件の相談がありました。

令和2年度は大きく減少し、807件となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対して、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金などの支援が拡充されたことなどが要因として考えられます。

これらの支援が終了した令和4年度には、新規相談件数が増加し、過去最高の1,131件となりました。令和5年度も増加傾向は継続しており、令和5年12月末時点の集計では、前年同期比3.5%の増となっております。

また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績につきましては、その下の行を御覧ください。平成25年度から令和2年度までは減少傾向で、令和に入ってから元年度8件、2年度8件と1桁の実績となっておりますが、こちらも相談件数と比例しまして、令和3年度は17件、令和4年度は24件と増加しております。令和5年度は、前年同期比で約20%減少しておりますが、生活再建に融資が必要とされる相談がコロナ禍以前よりも高い水準で推移しております。

次に、令和5年度について、12月末までの相談の内訳を御説明いたします。まず①、相談窓口に至るアクセス経路では、区市町村からの紹介が最も多く、40%と増加傾向でございます。次いで、ホームページの検索などインターネットが31%となっております。

②相談内容を見ますと、こちらは複数回答となっております。例年と同じく「生活費の不足」が最も多く、56%。次に多い件数が「月々の返済額の軽減」で、47%と高い割合となっております。また、昨年度、大きな増加が見られました「病気」や「家賃の滞納」は令和5年度も高い状況でございます。

続いて、その下、③相談者の職業についてでございます。正規雇用が29%、非正規雇用が35%となっております。無職は、令和2年度は19%でございましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和5年度は10%でございます。

資料の右上に移りまして、④の相談者が抱えている債務残高です。債務なしは、令和2年度の11%以降は減少傾向が続いており、令和5年度は5%でございます。債務残高は、100万円単位の区分となっておりますが、101～200万円の債務を抱えている方の割合が最も多く、令和5年度は18%となっております。また、1001万円以上の債務残高がある方も14%いらっしゃいますが、こちらには住宅ローンが主な債務である方も含まれております。

さらに、表の一番下の行にあります一人当たりの平均債務残高についてでございますが、

令和5年度は609万円と増加しております。先ほど紹介しました1001万円以上の債務残高の方が増加していることが要因と考えられます。

続きまして、⑤の相談者の年収でございます。収入がない方は、令和2年度の20%から3年連続で減少しており、令和5年度は10%となっております。また、収入はあるものの年収が300万円以下の方が例年どおり半数を超えております。

その下、⑥の関係機関への紹介でございますが、こちらは相談の結果、他の関係機関につないだ状況で、1人の相談者に複数の機関を紹介することもあるため複数回答となっております。件数につきましては、相談件数の推移と連動し、ほぼ同じ増減傾向でありまして、相談者の約半数を他機関へ紹介しております。

相談先の内訳として、最も多い紹介先は弁護士会となっております。任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方の紹介先となります。令和元年度から3年度にかけて最も多い紹介先であったフードバンクは、令和5年度は19%と減少しております。これは先ほど御報告いたしました職業別の無職や年収の無収入の方が減少していることと関連しているものと思われま。表の一番下のその他が23%となっておりますが、こちらには精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健福祉センターに紹介するといった例も含まれております。

1枚おめくりいただきまして、「2 令和5年度の主な取組」を御覧ください。

まず、左側になりますけれども、①関係機関との連携についてです。(1)の関係機関の紹介・連携支援では、相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

次に、その下の(2)関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がないなど、生活再生相談窓口を訪れることが困難な方につきましては、相談者の身近な区市町村役場を利用した出張相談やオンライン相談を実施しております。また、自ら相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者やうまくお話を伝えられない相談者に対しましては、関係機関への同行支援を実施しております。

その下、(3)の関係機関職員に対する研修では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える方と接する機会が多い窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。研修の内容やアンケートの状況につきましては、後ほど御説明させていただきます。

その下の（４）の生活困窮者自立支援窓口と連携した支援につきましても、後ほど詳細に御説明いたします。

次に、資料の右上に移っていただきまして、②事業の周知・広報でございます。周知・広報につきましても、広報東京都や月刊福祉保健への掲載、ホームページでの御案内のほか、関係機関と連携しまして、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務１１０番」や、産業労働局が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加、自殺対策との連携などにより、様々な機会を通じて広報活動に努めております。

続きまして、その下の③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上でございます。生活再生相談窓口に寄せられる相談のうち、困難事例を共有し、今後の対応方法について検討する事例検討会を年２回開催しております。事例検討会には、東京都の精神保健福祉センターの職員にも参加いただき、債務問題に加えて、依存症など精神的な課題を抱える方々の相談に的確に対応できるよう、困難事例を共有した上で、具体的、専門的な助言をいただいております。

令和５年度の取組は以上となります。

○中川部会長 それでは、ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、後ほど全般を通じて御意見、御質問等を承りますので、議事を進めさせていただきます。

続きまして、議題２に移ります。議題２「生活困窮者自立支援制度との連携について」でございます。

八木委員から御説明いたします。

○八木委員 それでは、資料２－１「生活困窮者自立支援法の概要」を御説明いたします。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成２７年４月に施行されております。

この法律の実施主体は福祉事務所設置自治体でありまして、都内においては各区市が実施するほか、町村部においては都が実施主体として位置づけられております。

この法律に基づく支援の内容は、下段の事業体系を御覧ください。必須事業としましては、図の中で塗り潰しをしてあります①の自立相談支援事業と、右側の一番上の②住居確

保給付金の支給がございます。このほか、任意事業として③の就労準備支援事業から⑥の子供の学習・生活支援事業があり、本人の状況に応じてこれらの事業を組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、自立を促進するものとして、運営がされております。任意事業の中で、多重債務者生活再生事業との関連が深いのが⑤の家計改善支援事業となります。

家計改善支援事業については、資料2-2を御覧ください。こちらが、家計改善支援事業の概要等を記載した資料となります。1に記載してありますとおり、家計改善支援事業につきましては、生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行うものでございます。

都の生活再生相談窓口では、この区市が実施します家計改善支援事業において質の高い支援が提供されるよう、本窓口を活用し、区市への支援を実施しております。

具体的には、多重債務や債務整理は専門的で複雑な問題になっていることが多く、区市がこれらの課題を抱える相談者の支援方法に迷った場合には、3の「区市等への支援体制」のフロー図にありますとおり、区市からの支援依頼を受けまして、生活再生相談窓口が区市と連携して支援に当たっております。

支援の内容としましては、関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた筋道の提案、さらには弁護士支援や都融資などの専門的な相談を実施しております。

区市との連携の実績につきましては、次のページ、4の「連携実績」になります。この表は平成30年度からの推移をお示ししておりますが、一番下段の「計」の行を御覧ください。区市町村の窓口を経由して都の生活再生相談窓口につながった件数は、平成30年度は253件、31年度は260件、その後は若干減少傾向にあり、令和3年度は191件となっておりますが、令和4年度は270件と増加し、令和5年度も増加傾向が継続しております。区市の窓口でも多重・過剰債務を抱えた困難なケースが増加していることがうかがえます。引き続き、区市と連携し、身近な区市の窓口で多重債務を抱えた方の相談を受けられるよう体制を整備していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○中川部会長 それでは、今の報告につきまして御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

なければ、続きまして議題3に移ります。「最近の多重債務相談における課題と取組について」になります。

報告者は、オブザーバーの一般社団法人生活サポート基金の清原相談員でございます。

では、清原相談員、よろしくお願いたします。

○清原オブザーバー 生活サポート基金の清原です。

最近の相談の傾向として、20代の若い世代の相談者が増えているという点について御報告いたします。資料3-1を御覧になりながらお願いたします。

表1にありますように、20代の相談者の方が、平成30年度、令和元年度については相談者全体の9%でしたが、その後徐々に増えていき、令和4年度は16%になっています。その下の30代も増えてはいますが、相談の現場では20代の、しかも前半の方の相談が本当に増えているなど感じているところです。

また、表2にありますように、今年度、令和5年4月から12月までの直近の数値を令和元年度と比べましても、相談が最も多い層の50代の割合は減り、20代が増えております。

若い世代の借金の動機としまして、表3の囲った部分の遊興費・交際費、ギャンブル、物品購入、悪質商法が他の世代より高い割合で、そして増加していることが分かります。多重債務を引き起こす原因の一般的な傾向としては、病気や転職、収入の減少など、複数の困難なことが重なって借金が膨らみ、住宅ローンや子供の学費なども相まって家計が破綻するというように、生活上の様々なハプニングの積み重ねが多いのですが、ここ数年増えた若い世代の多重債務の傾向には変化が生じていると感じています。

このように、20代の若い世代の相談が増えたこと、そして、借入れの動機の傾向が他の年代と違ってきている原因としましては、消費者の環境が大きく変化し、それが特に若い世代の影響によるものであるからではないかと思っています。

消費者の環境の変化とは、3番に具体例も含めて記載しましたように、1つはSNSなどで入手できる情報量が膨大になっていること、また、ネット上で様々なことが常時できるようになってきていること、そして、期間限定や射幸性のある商品が身近にあることが挙げられると思います。

例えば、美容系は脱毛や美容整形、エステが主な内容ですが、ネット上に溢れる「こんなにきれいになった」などの情報に踊らされて契約したものの、数十万円単位の多額なローンを次々と組んで、払えなくなる事例が多々あります。

ギャンブルについては、ネット上でできてしまう競馬などは若者がはまる事例がほとんどです。今や、競馬場や馬券売場で買うという話は相談ではほとんど聞きません。

アイドルの推し活も非常に多いのですが、コンサートのチケット代と旅費、グッズ購入、一緒に写真を撮るための費用、投げ銭など、びっくりするような金額を投入しています。地下アイドルのように身近な存在と思わせる対象が増え、垣根が下がったことが以前とは違っていると思います。

コラボというのも御存じでしょうか。私も先日ある場所に行ったときに、たまたま同じ敷地内でアニメとカフェなどの飲食店がコラボをやっていまして、トレーに山のような到底飲み切れないような飲み物を載せている若者がたくさんいらっしゃいました。注文するたびに違うグッズがついてくるので、気に入る物をゲットするまで買ってしまうという相談者から聞いていた仕組みはまさにこれかと目の当たりにいたしました。

多重債務に陥るケースとしては、SNSや大学の友人などの「簡単にもうけることができた」という情報を信じて、投資に関する情報商材詐欺などに遭ってしまい、借金を重ねる方が非常に多いというのも若い世代の特徴です。先ほどの美容系もそうですが、インフルエンサーの発信する情報をうのみにしてしまい、関連する商品に飛びついてしまっていると思われる。

何よりも、新しいツールが増えた社会の中で、そのツールに一番身近で、デジタルネイティブである若者が影響を受けていると思われる。例えば、後払いサービスにつきましては、ほぼ審査なしで利用ができ、1回払いについては信用情報への登録もないため、既に多重債務状態でも利用できてしまうことから、家計をさらに悪化させ、問題解決を先送りにしてしまっています。

中でも、携帯のキャリア決済は、収入に関係なく上限が10万円から20万円と高額のため、これに頼ったものの、翌月の支払いができずに通信も止まってしまうというケースが大変多くなっています。

そこで、相談室の対応といたしましては、多重債務になっている現状に家計相談を通して向き合っていただき、まずは現状を立て直そうという視点で提案し、前に進んでもらうことが重要だと思っております。

また、相談室としてはいつも心がけておりますが、相談者自らが決断して実行できるような提案をしておりますが、若い方については特に経験や知識が不足していますので、より丁寧な説明が必要と思っております。

また、若者の場合、親との関係が悪かったり、問題があることが多々ありますが、親との調整や親への助言も行っております。例えば、何らかの依存が疑われる場合は、都立精神保健福祉センターの相談へ相談者をつなげていますが、親にも家族相談というのがありますよということをつなげるようにして、相談者自身への声かけの方法などを学んでいただく機会を提供しております。

いずれにしましても、消費者にとってサービスや問題のある事象は次々と出現しておりますので、私たち相談員は常に情報収集と勉強が必要だと日々実感しております、研鑽を積んでいるところです。

今後、新しい世代が恐らく当たり前の世代に成長してなっていくということで、この問題は全世代に広がっていくのではないかなと思っておりますので、相談員としては一層新しい課題に取り組むべく頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川部会長 清原相談員、ありがとうございました。

議事のほうを進めさせていただきます。

続きまして、若い方が多重債務に陥らないための予防や教育の取組について、御報告させていただきます。

オブザーバーの生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長、伊与課長よりお願いいたします。

○伊与オブザーバー 伊与でございます。

若者の被害防止のための消費者教育の取組について、簡単に御説明させていただきます。

東京都では、今画面に示していますが、5年間の消費生活基本計画に基づいて、学校現場とも連携をしながら計画的に教育を行っているところでございます。

資料に、高等学校、小中学校、また保護者への取組ということで、学校現場と連携した取組を示しております。特に、昨年度の4月からの成年年齢引下げに伴って若者が狙われるようなことが増えておりますので、力を入れてやっているところです。

さらにもう一枚めくっていただきまして、具体的には教員への研修等の支援や、消費者教育コーディネーターという東京都消費生活総合センターの職員が学校現場に出向いたり、連携をして出前講座などの取組を行っているところでございます。最初に高等学校から始めまして、今、中学校、特別支援学校と、その対象も順次広げているところでございます。活動実績については数字を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

また、社会情勢を踏まえた普及啓発ということで、近年、マッチングアプリをきっかけに若者が悪質商法の被害に遭うことが増えておりますので、こうしたことについてチラシや動画を作成いたしました。それと、去年の秋ぐらいから報道等もされましたが、若い女性が悪質なホストクラブにだまされて高額な請求を受けたり、また売掛金、多額の借金を負わされるようなことが増えておりますので、こうしたことについてもチラシ等で普及啓発を図っているところでございます。

また、毎年1月・3月に、他の自治体とも連携をして若者向けの悪質商法の被害防止キャンペーンを行っておりまして、こちらも動画などで、若者が多く訪れるような場所や、様々な広報媒体を使いまして普及啓発をしているところでございます。

また、特別相談をこの期間中に行いまして、特に被害に遭っている若者からの相談等を受け付けているところでございます。

これも学校現場との連携した取組の一つと言えるかと思いますが、消費者トラブルをテーマにしたCMのシナリオや動画を公募いたしまして、若者に消費者トラブルについて自分ごととして考えていただくような機会にして、こういったコンテストを実施しております。

別の資料になるのですが、特に近年、若者が投資の勧誘をされて消費者被害に遭うようなことが増えておりますので、投資は投資でいいのですけれども、それをきっかけにだまされるようなことがないように、お金の使い方や金融の知識なども含めまして金融経済教育の一環のような形で、親子講座とか出前講座の形でお金についての周辺の知識とか注意喚起などを行っているところでございます。

こういった様々な教材とか、DVD、リーフレットの教材などもネットに掲載しまして、個人でも学校の授業などでも活用いただけるように啓発を図っておるところでございます。

大変雑駁ですけれども、若者の被害防止のための消費者教育の取組についての御説明でございませう。

以上です。

○中川部会長 ありがとうございます。

議題3は2件報告がございました。ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等があれば、よろしく願いいたします。

では、私から清原相談員に1点御質問がございませう。よろしいでしょうか。

若年層からの多重債務相談ということで、先ほどお話があったように、例えば親との関係が悪い若者がいらっしゃるということですが、相談に来られる方の共通点とまでは言わないですが、多くの方に見える傾向だとか、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

○清原オブザーバー 例えば、先ほど御紹介したような依存が疑われるような方については、まず親から予約の連絡が入るという方も多々いらっしゃいます。それが都内にお住まいだったり、遠方だったりということもあるのですが、一緒に御相談に見える方も少なくないです。

一緒にいらっしゃったとき、同席の相談でも大丈夫ですかと相談者自身に問いかけて、同席オーケーの場合もあるし、別の部屋で待機してほしいという場合もありますので、まず御相談者の意思を尊重して相談を始めます。

同席の場合、親の側が我々の質問に対して一方的に答えるという事例も少なくありません。親が主導権を握っていたり、高圧的だと思われる方も少なくありません。例えば、債務整理が必要で、弁護士会に同行する事例は、大概親御さんもついてくることになるのですが、同じような傾向が弁護士さんの前でも繰り広げられることがあります。

発達障害とか精神的な問題を抱えている方の場合は、役所の他の部署とも連携をする場合があります、親との分離も含めて対応を協議し、弁護士さんにも関わっていただくこともあります。

また、相談が終わった後も親御さんから相談員に対して、心配事や、経過報告について度々電話をいただく事例もたくさんあり、親は親で、先ほど御紹介したように、親の相談窓口、例えば精神保健福祉センターの家族相談というものにおつなぎするなどで、いろいろな不安を解消していただくということを行っているところです。

また、多重債務に至った原因が浪費関係の方で時々見られるのですが、幼い頃に親から虐待を受けていたと思われる方も少なくないと思います。そういう方についても、やはり精神保健福祉センターなどに相談をしながら対応策を協議し、弁護士さんにも事情を話しながら丁寧に対応していただくということを心がけております。

以上です。

○中川部会長 ありがとうございました。

今のお話で、精神上的な課題とかなり密接に関連しているということがよく分かりました。ありがとうございます。

○内村委員 内村からもちよつと質問してもよろしいでしょうか。

○中川部会長 どうぞ。

○内村委員 私も清原相談員に聞きたいなと思ったのですけれども、若年層からの多重債務の相談が増えているというのはやはり重く受け止めなくてはいけないなと思っているのですが、一つデータとして、例えば令和5年4月から12月の相談の割合が遊興費とか交際費が30.5%と20代以下の若者が増えたのは、これは成人の年齢が20歳から18歳になって、いろいろな権利関係がある程度自分でできるようになったから、以前に比べて20代以下のところが増えた一因としてあるのかなと思ったのですけれども、その点はどうかということ。

あとは、相談に来る方がどんな感じの方が多いのか。1つには、相談に来られる方は実はほんの氷山の一角だと思うのですね。だから、真面目な方で、だまされやすいようなタイプの人たちなのか、本当に遊びが大好きでやめられないみたいな感じの人たちなのか、傾向としてはどうか。

それこそ、今のネット情報というのは大人で知識があってもだまされやすいような情報があふれかえっていますので、私も、例えば普通のテレビショッピングでも、今から30分以内に買うとこれだけお得ですと言われると、あまり欲しくないのに急に欲しくなって買ってしまったり、これは誰でもあるのだろうと思います。それは売る側がうまいのだと思うのですけれども、そういうのに世の中全体が安易になっている、それは情報が正しいのか正しくないのかということ。

もう一つ懸念しているのは、特に若い人も含めてですけれども、どんどんキャッシュレス化が進んでいて、先ほどの多重債務に至るケースの中で例えば後払いサービスとか、これも現金払いではなくなってくると、そういった課題がこれからもっと増えていくのかなと。欧米に比べると先進国の中でも日本はまだキャッシュレス化があまり進んでないほうで、これからもっと進んでいって、さらにこういう傾向が増えていくとなってくると、多重債務の問題というか、やはりいろいろなところと連携していかなくてはいけないかなと思うのですけれども、相談を直接受けている清原相談員のイメージとしては、全体は分かりにくいかもしれないですけれども、どういうところを対策していかなければいけないと思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○中川部会長 ありがとうございます。

清原相談員、いかがでしょうか。

○清原オブザーバー 最初の成人年齢引下げに関する影響という質問ですけれども、そもそも18歳、19歳の方が相談に見えることはほとんどない。恐らく1人2人とかそれぐらいの人数ですので、そこについては分からないというお答えになりますが、恐らくそこが理由ではないように私は認識しております。

むしろ、先ほど発表しましたように、やはり消費環境が大きく変わっていて、ネット上で情報収集から契約から何もかもができる時代になっていて、20代の若者はそもそもデジタルネイティブで、私たちの若い頃はそんなものは一切ありませんでしたけれども、幼いころからそういう環境に慣れ親しんでいて、そこが普通の社会だということと、そもそもそういう消費環境の中にいるというところではないかと思います。

どんな人が相談者に多いかという御質問がありましたけれども、先ほど部長がおっしゃっていたように、やはり精神的な問題を抱えた方がとても多くて、同じ消費者環境の中でも不安を抱えている方はどうしてもつい引っかかってしまう部分もあると思います。また、精神的な問題を抱えている方は就労環境も収入が不安定ということもありますので、そこでどうしても収入の豊かな方よりは借金で補填する量も多いのかなと。複合的な問題もあるかなと思っております。決して、だまされやすい人とか遊び好きの人だけが引っかかっているということではなくて、誰にでも起こり得ることなのではないかなと捉えております。

それから、キャッシュレス化については、後払いサービスというのは1件の利用できる金額がとても低くて、1回払いについては1万とか2万円程度なのですね。私どもの相談では、債務総括表に借金の内容を上から順番にクレジットカードとか消費者金融を書いていくのですが、それらの借入枠がいっぱいになった後、その下に後払いサービスの「〇〇ペイ」とか、「ペイ〇〇」とか、いろいろと少額で5つも6つも借りているという状況です。それが払えなくなっておりますので、後払いサービスが全体の借金の額を押し上げているというよりは、その手前のクレジットカードなどで多重債務になっている状態をできるだけ早期の段階で解決していくことがより重要ではないかなと思います。

キャリア決済については、大人も使っておりますけれども、やはり若い方がとても多用されていますので、これについては貸金業法などと違って収入に対する制限がないので、これは一定程度金額の見直しなどは社会的に検討していく課題ではないかなと個人的には思っております。

以上です。

○中川部会長 ありがとうございます。

内村委員、よろしいでしょうか。

○内村委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○中川部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○森永委員 取引指導課長の森永です。

清原相談員に改めて確認をしたいのですが、いただいている資料3で、SNS等により入手できる情報量が膨大となっています。こちらについて、例えば上の表で囲われている部分、こういったものについて、基本的にやはりSNSというところが最大のツールなのでしょうか。これまでのいわゆるプラットフォームではなくて、SNSが中心になってきている、そのように考えてよろしいでしょうか。

○中川部会長 清原相談員、いかがでしょうか。

○清原オブザーバー SNS、プラットフォーム、全て込み込みで消費者環境の変化というふうに書かせていただきましたが、消費に走る傾向としましては、SNSで例えばインフルエンサーなんかが発信する情報も非常に大きな影響を与えているなど考えております。

○森永委員 承知しました。ありがとうございます。

○中川部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題3につきましてはこれをもちまして終了したいと思います。

続きまして、議題4でございます。こちらは「東京都における自殺対策への取組について」でございます。

報告者は、オブザーバーの保健医療局保健政策部健康推進事業調整担当課長、小澤課長でございます。

小澤課長、よろしくお願いたします。

○小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部の小澤と申します。

私からは、東京都における自殺の現状を御紹介いたします。令和5年分の統計は確定までまだ時間がありますので、今日は令和4年の数値を御紹介します。順に御説明いたします。

まず1枚目の資料は、東京都の自殺者数の推移になりますが、御存じのとおり、令和元年、新型コロナの流行が始まって以降、増加傾向にございます。令和5年の確定値はまだ

出ておりませんが、少し増加か同程度ということが見込まれております。

その下の資料は全国の数値になりますが、こちらのほうも同様に令和元年以降、増加が続いております。

次のグラフは自殺死亡率の推移になっております。自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数になります。こちら、令和元年以降、増加の傾向がございます。

次のグラフは、自殺者の年齢構成を全国と東京都で比べたものになります。東京都の自殺者数の割合は、全国よりも若年層、つまり30代以下の方が若干多い傾向がございます。人口比としても都は全国よりも若年層が多めではございますが、その比率よりもこちらの構成比のほう若干大きくなっております。

次のグラフは、自殺者の年齢構成の5年間の推移になります。令和元年以降、黄緑色の20歳代が徐々に増加し心配をしておりましたが、令和4年は少し落ち着きまして、代わりに50歳代、60歳代の割合が増えております。

次のグラフは、年齢階級別に自殺死亡率の推移をグラフにしたものになりまして、令和4年は緑の少し大きな丸で太線にしたところになります。また、令和3年が青色のバツ印が入ったグラフになりますが、御覧いただきますと、20歳代につきましては令和3年から令和4年にかけて死亡率は減少しておりますが、代わりに55～64歳のところが増加しております。

ただいまのものは男女合計のものですが、次のグラフは男性になります。男性につきましても色の配置は同じになります。男性は、令和4年は60～69歳の年齢の自殺死亡率が増えております。

続きまして、女性の自殺死亡率の推移になります。女性につきましては、20～29歳が減少しておりまして、55～59歳のところが比較的大きく増えております。

次のグラフは、自殺の原因・動機の構成比を、全国の数字になりますけれども、グラフにしたものになります。警察庁の自殺統計は、お一人の自殺について令和4年から最大4つまで原因・動機を計上できることになりましたので、このグラフはお一人につき最大4つまで計上されたもの全てを100とした場合の内訳になります。

すごく色の多いグラフになっておりますけれども、大まかには、一番左の紫色が家庭問題、その次、緑から水色の間が健康問題、黄色から茶色の間、黄土色が経済・生活問題となっております。今回、「多重債務」と「その他負債」の部分を赤く囲ませていただきました。御覧いただきますと、男女別、年齢別で、原因・動機の構成比はかなり違っております。

す。

まず、男性のほうを御覧いただきますと、20歳代から60歳代まで、赤で囲んだ「多重債務」「その他負債」の割合がかなり高いことが御覧いただけると思います。一方で、女性につきましては、「多重債務」「その他負債」の割合は少なくなっております。

以前より、多重債務につきましても自殺の原因・動機の一つと言われていたところがございますが、このグラフからは、自殺の背景としてやはり比較的大きな要素ということが見てとれると思います。

今日の会議に御参加の皆様方の機関におかれましては、多重債務の問題に取り組んでくださっておりますので、問題解決が進むことが自殺者の減少にもつながり得るものと考えております。

続きまして、私どもの部門での取組を2点だけ御紹介いたします。

東京都では、令和5年3月に東京都自殺総合対策計画の第2次を策定いたしまして、今年度は策定後の初年度として計画に沿って対策に取り組んでおります。

今回、重点事項としては赤囲みの6点を掲げて取り組んでおります。その中で、今年度新たに10月より、「とうきょう自死遺族総合支援窓口」といまして、自殺で御家族や親しい方などを亡くされた方専用の相談窓口を開設いたしております。少し特殊な窓口にはなるかと思いますが、現在、週に4日、4時間の電話相談をお受けしてございまして、電話がない日はほとんどない状況です。もし、皆様方の窓口のほうに御家族などを自死で亡くされた方がおいでになりまして、お悩みのことなどがございましたら、こちらの窓口も御紹介いただければと思います。

続きまして、今年度3月に自殺防止のキャンペーンを例年どおり実施いたしますので、御案内いたします。先ほども申し上げましたが、多重債務問題に取り組んでおられる皆様は自殺対策における重要なゲートキーパーと私どもは考えております。ゲートキーパーといえますのは特に資格は必要ございませんで、悩みに気づき、声をかけ、話を聞いていただき、必要な支援につなげていただくとともに、その後の推移を見守っていただくというような役割になっております。

既に複数の機関と連携して支援をいただいていると承知しておりますが、私どものホームページ、その下にあります「ここナビ」でも、心の問題をはじめとして若者向けの相談窓口、DVなどの相談窓口、そういったものも併せて掲載をしておりますので、もし御相談の中で相談者の方がほかのことでもお悩みのことにお気づきの際には、「ここナビ」など

も御活用いただきまして、ほかの問題の解決にもつなげていただけますとありがたく思います。

説明は以上です。

○中川部会長 ありがとうございます。

東京都の自殺対策の取組についての報告でございました。ただいまの報告につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしく願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。続きまして、議題5「その他」ということで、八木委員より御説明いたします。

○八木委員 私からは、「その他」ということで、令和5年度多重債務問題に関する研修の実施結果について御説明をさせていただきます。

この研修につきましては、各種相談窓口の職員の方が日頃から住民と接する中で多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう必要な情報提供を行うとともに、事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

研修は、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しておりまして、新任向けの研修はオンライン開催として、第1回を令和5年6月26日に、第2回を令和5年12月4日に開催し、それぞれ132名、69名、合計で201名の方に御参加いただきました。

経験者向けの研修は、ワークがあることから集合開催としまして、第1回を令和5年6月30日、第2回を令和6年2月2日に開催し、それぞれ58名、50名、合計108名の方に御参加いただいております。

資料の右側の研修の内容を御覧ください。新任向けの研修としましては、宮村法律事務所の宮村弁護士から、多重債務問題とその解決方法について制度を中心に解説をいただいたほか、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策事業といった東京都の取組について情報提供を行っております。

また、その下に記載がございます経験者向けの研修では、ひぐらし法律事務所の山川弁護士から、最近の多重債務問題について様々な事例を解説いただきました。また、法テラス東京より、法テラスが行っております事業の紹介と法テラスに相談する場合の手続について御説明をいただきました。

その後、生活再生相談窓口の相談員が講師となり、具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討するというグループワークを実施いたしました。

下の受講者のアンケート結果でございますが、アンケート結果は「とても参考になった」「参考になった」「あまり参考にならなかった」「参考にならなかった」の4つの選択肢を設けて行っておりますが、どの講義も「とても参考になった」「参考になった」が合わせて9割以上という評価となっております。

感想、御意見の一部を紹介いたしますと、資料の左側の新任職員向けの研修では、1の枠にありますとおり、基本的な債務整理の知識やヤミ金融などの債務の原因について事例を含めて分かりやすく説明いただき、参考になった。その下の枠の2つ目になりますけれども、多重債務者について、借金だけではない、その要因となる様々な複合的な問題にもしっかりと目を向け、支援につなげていく必要があることを改めて考えさせられたといった感想がございました。

右側に移りまして、経験者向けの研修の意見、感想でございます。一番上の枠でございますが、任意整理の意味や自己破産の用語を正確に理解できた。事例の生活苦、家賃滞納、ギャンブル、投資詐欺の事例は相談で頻繁に出会うものなので役立ちます。中段の「法テラスの事業紹介」についてでございますが、法テラスを相談者に紹介していましたが、相談の流れが改めてよく分かった。その下の「多重債務相談への対応について」でございますが、詳細な家計診断から世帯の生活が浮き彫りになってくるのがワークで体験できたなどの感想をいただきました。

多重債務問題に関する理解を深め、解決策を考える糸口になった研修であったと思います。今後、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進に活用していただくことを期待しております。

説明は以上になります。

○中川部会長 それでは、ただいまの報告につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題になります。議題6「意見交換」に入りたいと思います。ここまでの報告を踏まえまして、全体で御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

私から1点、清原相談員に御質問というか、感想をいただければと思うのですが、先ほど議題4で東京都の自殺対策の説明がありました。この資料の中で、自殺の原因・動機の構成比で、全国版ですけれども、男女別で表したものがございました。その中で、多

重債務がその原因となっていることについて、男性と女性でかなり差があるように見受けられました。この差に関して、相談の現場から御感想なり、何か思うことがあったら教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○清原オブザーバー 私どもの相談室に訪れる方の6～7割が男性ということもありますので、やはり男性の相談者のほうが多重債務でお悩みの方が多いのかなというのは日々の相談では感じているところです。

多重債務の方は男性のほうが比率が高いというのは、窓口開設以来の傾向でありますけれども、若干女性の方も増えつつある中で、男性、女性にかかわらず、しっかりと対応していきたいと考えております。男性の相談者はやはり多いということで、自殺に結びつかないように何とか対応していきたいと思っております。

私たちがいつも声をかけるのは、お金のことは必ず解決できますということで、希死念慮のある方はとても多いのですけれども、対応するようにしております。

○中川部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

この会議につきましては、冒頭に申しあげましたように、関係機関が一堂に会する会議ということで定期的に開催させていただいております。今後とも、連携を深めながら多重債務相談に取り組んでいきたいと考えてございます。

本日の会議はこれで終了いたしますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

午前11時47分閉会